

株式会社HIKKY

次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づく行動計画

株式会社HIKKYでは、男女ともに全員が活躍でき、仕事と生活の調和・両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2022年10月1日～2025年3月31日までの2年6ヶ月間
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性管理、育児/介護支援に関する制度の啓発と利用促進を図るため、両立支援制度についてガイドを作成し配布する。

<対策>

- 2022年10月～ 社員の具体的なニーズ等についての情報収集
- 2023年1月 支援制度についてガイドを作成、初版作成、配信
- 2023年1月 掲載内容の更新（毎年1回）

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 2022年10月～ 社内検討チームでの検討開始
- 2023年1月～ 計画的な取得に向けた社内風土の醸成（セミナー・チラシの配布）
- 2023年4月～ 有給休暇の年度更新時にあわせ、取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

3. 女性活躍推進法に基づく内容

目標1：管理職に占める女性割合を現行3人（15%）を6人（30%）にする。

<対策>

- 2022年10月～ 管理職・上司を対象に女性社員の育成・成長機会の確保に向けた研修を
実施
- 2023年4月～ 管理職を目指す女性社員を対象としたキャリア形成や動機付けのためのセミナーを実施する。（毎年1回）

以上